

令和3年6月9日

各指定障がい福祉サービス事業所 管理者 様
各指定障がい児通所事業所 管理者 様

大阪市福祉局障がい者施策部
障がい支援課長
運営指導課長

新型コロナウイルスに係るワクチン接種に伴う障がい福祉サービス事業所等の取扱いについて

(障がい福祉サービス事業所等で新型コロナウイルス感染症が確認された場合の人員基準等の臨時的な取扱いについて [第11報])

平素は、本市福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症に対する取組につきましては、この間、適切な支援にご尽力いただきありがとうございます。

令和3年5月21日付け厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第13報)」において、新型コロナウイルスに係るワクチン接種(以下、「ワクチン接種」という。)に伴う障がい福祉サービス事業所の取り扱いが示されたところです。

本事務連絡では、障がい者支援施設等に勤務する看護職員が、自治体の依頼を受け、自治体が設置する接種会場等において新型コロナウイルスワクチンの接種に協力する場合の報酬上の特例的な取扱い等についてお示ししています。

各事業所におかれましては、本通知の内容及び趣旨をご理解いただき、円滑なワクチン接種にご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 厚生労働省事務連絡(第13報)に基づく臨時的な取扱いについて

(1) 障がい者支援施設等に勤務する看護職員が、自治体の依頼を受け、自治体が設置する接種会場等において新型コロナウイルスワクチンの接種に協力する場合

→ 障がい者支援施設等に勤務する看護職員が、自施設・事業所の利用者へのサービス提供に差し支えない範囲において新型コロナウイルスワクチンの接種に協力する場合、人員基準を満たさないことによる減算措置を適用しないことが可能。

また、基準以上の人員配置や看護職員を含む有資格者等の配置により算定可能となる加算について、障がい者支援施設等に勤務する看護職員が新型コロナウイルスワクチンの接種に協力することにより、一時的に加算の

要件を満たさなくなった場合であっても、加算を算定することが可能。(児童発達支援・放課後等デイサービスにおける医療的ケア区分に応じた基本報酬も同様)

2. その他の新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いについて

その他の新型コロナウイルス感染症に係る障がい福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについては、当面の間、変更予定はありません。

これまで示してきた取扱いについては、下記の本市ホームページ「新型コロナウイルス感染症への対応等について」より確認ください。

(<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000496898.html#60>)

3 添付資料

- ・【厚生労働省事務連絡】新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第13報）

4 参考（新型コロナウイルス関連情報掲載ホームページ）

- ・大阪市ホームページ（新型コロナウイルス感染症について）
<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000490878.html>
- ・大阪市ホームページ（新型コロナウイルス感染症のワクチン接種について）
<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000524920.html>
- ・厚生労働省ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- ・大阪府ホームページ
<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/corona.html>
- ・厚生労働省ホームページ：令和3年度障害福祉サービス等報酬改定について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00007.html

【お問い合わせ先】

大阪市福祉局障がい者施策部

障がい支援課 Tel：06-6208-7986 Fax：06-6202-6962

運営指導課 Tel：06-6241-6520 Fax：06-6241-6608